

災害救助法施行細則		改正案	災害救助法施行細則		現行
			昭和二十三年四月十六日 規則第十九号		昭和二十三年四月十六日 規則第十九号
改正	昭和二十四年一〇月二八日規則第 八九号	昭和二十五年 六月一六日規則第 四四号		改正	昭和二十四年一〇月二八日規則第 八九号
	昭和二六年 四月一〇日規則第 二一号	昭和二六年 六月一五日規則第 四四号			昭和二六年 四月一〇日規則第 二一号
	昭和二六年 八月二一日規則第 六五号	昭和二九年 五月一八日規則第 二五号			昭和二六年 八月二一日規則第 六五号
	昭和二九年一〇月一九日規則第 五五号	昭和三三年 八月一五五規則第 四一号			昭和二九年一〇月一九日規則第 五五号
	昭和三五年 七月二二日規則第 三六号	昭和三六年 九月二六日規則第 四一号			昭和三五年 七月二二日規則第 三六号
	昭和三七年 四月二七日規則第 二五号	昭和四一年 八月三〇日規則第 四九号			昭和三七年 四月二七日規則第 二五号
	昭和四二年 七月七日規則第 三八号	昭和四三年 三月三〇日規則第 一四号の二			昭和四二年 七月七日規則第 三八号
	昭和四三年 九月一三日規則第 五六号	昭和四四年一〇月 三日規則第 七八号			昭和四三年 九月一三日規則第 五六号
	昭和四五年一二月 六日規則第 八四号	昭和四六年 九月一一日規則第 七一号			昭和四五年一二月 六日規則第 八四号
	昭和四七年一〇月一三日規則第 六九号	昭和四八年 九月一四日規則第 六一号			昭和四七年一〇月一三日規則第 六九号
	昭和四九年一二月二五日規則第 一号	昭和四九年 七月一二日規則第 五二号			昭和四九年一二月二五日規則第 一号
	昭和四九年一二月二二日規則第 八三号	昭和五〇年一〇月一一日規則第 六三号			昭和四九年一二月二二日規則第 八三号
	昭和五一年九月一七日規則第 六二号	昭和五二年 九月二〇日規則第 五五号			昭和五一年九月一七日規則第 六二号
	昭和五三年四月一日規則第 昭和三三年	昭和五三年 九月一九日規則第 昭和三三年			昭和五三年四月一日規則第 昭和三三年

一八号 六六号
 昭和五四年 七月三十一日規則第 昭和五五年一〇月二四日規則第
 四四号 六六号
 昭和五六年 八月二五日規則第 昭和五七年 八月 六日規則第
 五七号 五七号
 昭和五八年 八月一九日規則第 昭和五九年 九月一四日規則第
 七〇号 五一号
 昭和六〇年 九月二〇日規則第 昭和六一年一月一四日規則第
 五五号 六五号
 昭和六三年 二月 五日規則第 平成 元年 二月 三日規則第
 四号 一〇号
 平成 元年 九月 五日規則第 平成 二年一〇月 二日規則第
 九一号 六二号
 平成 三年 九月一〇日規則第 平成 四年 八月二日規則第
 七四号 九四号
 平成 五年一〇月二日規則第 平成 六年一〇月二日規則第
 七五号 七四号
 平成 七年一〇月一三日規則第 平成 九年一〇月一四日規則第
 八〇号 八二号
 平成 一一年 八月二七日規則第 平成 一二年 三月二八日規則第
 七二号 三九号
 平成 一三年 九月二一日規則第 平成 一四年 六月二一日規則第
 九九号 六五号
 平成 一五年 八月 一日規則第 平成 一六年 七月一三日規則第
 一一四号 一四五号
 平成 一七年 七月二九日規則第 平成 一八年 七月二八日規則第
 一五一号 一〇五号
 平成 一九年 三月三〇日規則第 平成 二〇年 三月 四日規則第
 二四号 三号
 平成 二〇年 五月三〇日規則第 平成 二一年 九月一一日規則第
 五五号 八四号
 平成 二二年 六月一八日規則第 平成 二四年 九月 七日規則第
 三八号 七四号
 平成 二六年 三月三十一日規則第 平成 二六年一〇月一七日規則第

一八号 六六号
 昭和五四年 七月三十一日規則第 昭和五五年一〇月二四日規則第
 四四号 六六号
 昭和五六年 八月二五日規則第 昭和五七年 八月 六日規則第
 五七号 五七号
 昭和五八年 八月一九日規則第 昭和五九年 九月一四日規則第
 七〇号 五一号
 昭和六〇年 九月二〇日規則第 昭和六一年一月一四日規則第
 五五号 六五号
 昭和六三年 二月 五日規則第 平成 元年 二月 三日規則第
 四号 一〇号
 平成 元年 九月 五日規則第 平成 二年一〇月 二日規則第
 九一号 六二号
 平成 三年 九月一〇日規則第 平成 四年 八月二日規則第
 七四号 九四号
 平成 五年一〇月二日規則第 平成 六年一〇月二日規則第
 七五号 七四号
 平成 七年一〇月一三日規則第 平成 九年一〇月一四日規則第
 八〇号 八二号
 平成 一一年 八月二七日規則第 平成 一二年 三月二八日規則第
 七二号 三九号
 平成 一三年 九月二一日規則第 平成 一四年 六月二一日規則第
 九九号 六五号
 平成 一五年 八月 一日規則第 平成 一六年 七月一三日規則第
 一一四号 一四五号
 平成 一七年 七月二九日規則第 平成 一八年 七月二八日規則第
 一五一号 一〇五号
 平成 一九年 三月三〇日規則第 平成 二〇年 三月 四日規則第
 二四号 三号
 平成 二〇年 五月三〇日規則第 平成 二一年 九月一一日規則第
 五五号 八四号
 平成 二二年 六月一八日規則第 平成 二四年 九月 七日規則第
 三八号 七四号
 平成 二六年 三月三十一日規則第 平成 二六年一〇月一七日規則第

二八号 五九号

平成二八年 三月 一日規則第 平成二八年 九月 二日規則第

三三号 六六号

平成三〇年 三月三〇日規則第 平成三〇年 七月一三日規則第

三四号 四三三号

令和 二年 一月三十一日規則第 令和 四年 二月二八日規則第

一七号 七号

災害救助法施行細則

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）の施行に関しては、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和二十二年総理庁令・厚生省令・内務省令・大蔵省令・運輸省令第一号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

全部改正〔昭和四七年規則六九号〕、一部改正〔平成二六年規則二八号〕

第二条 削除

〔令和四年規則七号〕

第三条 救助組織は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づき千葉県地域防災計画に定める救助組織とする。

追加〔昭和四七年規則六九号〕

第四条 災害に際し、市町村（法第二条の二第一項に規定する救助実施市（以下「救助実施市」という。）を除く。第十七条第三項を除き、以下同じ。）における災害が令第一条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村の長は、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

市町村の長は、法第二条第二項本文の規定による告示があつた後、当該市町村の区域内の者が災害により被害を受けるおそれがあり、現に法による救助（以下「救助」という。）を行う必要があると認めるときは、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

追加〔昭和四七年規則六九号〕、一部改正〔平成二二年規則三九号・令和四年七号〕

第五条 市町村長（救助実施市の長を除く。第十三条第二号を除き、以下同じ。）は、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

二八号 五九号

平成二八年 三月 一日規則第 平成二八年 九月 二日規則第

三三号 六六号

平成三〇年 三月三〇日規則第 平成三〇年 七月一三日規則第

三四号 四三三号

令和 二年 一月三十一日規則第 令和 四年 二月二八日規則第

一七号 七号

災害救助法施行細則

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）の施行に関しては、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和二十二年総理庁令・厚生省令・内務省令・大蔵省令・運輸省令第一号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

全部改正〔昭和四七年規則六九号〕、一部改正〔平成二六年規則二八号〕

第二条 削除

〔令和四年規則七号〕

第三条 救助組織は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づき千葉県地域防災計画に定める救助組織とする。

追加〔昭和四七年規則六九号〕

第四条 災害に際し、市町村（法第二条の二第一項に規定する救助実施市（以下「救助実施市」という。）を除く。第十七条第三項を除き、以下同じ。）における災害が令第一条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村の長は、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

市町村の長は、法第二条第二項本文の規定による告示があつた後、当該市町村の区域内の者が災害により被害を受けるおそれがあり、現に法による救助（以下「救助」という。）を行う必要があると認めるときは、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

追加〔昭和四七年規則六九号〕、一部改正〔平成二二年規則三九号・令和四年七号〕

第五条 市町村長（救助実施市の長を除く。第十三条第二号を除き、以下同じ。）は、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

市町村長は、救助に着手したときは、その状況を直ちに知事に報告するものとする。

追加〔昭和四七年規則六九号〕、一部改正〔平成一二年規則三九号・令和四年七号〕

第六条 令第三条の規定による救助の程度、方法及び期間は別表第一による。
一部改正〔昭和二九年規則二五号・四七年六九号・平成一二年三九号・二六年二八号〕

第七条 規則第一条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 公用令書 別記第一号様式
- 二 公用変更令書 別記第二号様式
- 三 公用取消令書 別記第三号様式

前項の公用令書を交付したときは、別記第四号様式による強制物件台帳にこれを登録するものとする。

第一項の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつてはあわせて変更事項を記録するものとする。

一部改正〔昭和三五年規則三六号・四七年六九号〕

第八条 前条第一項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付してある受領書に受領年月日を記入し、署名して、直ちにこれを返さなければならない。

一部改正〔昭和四七年規則六九号・令和四年七号〕

第九条 当該職員が規則第二条の規定により物資の引渡しを受け、別記第五号様式による調書を作製する場合においては、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においてはこの限りでない。

一部改正〔昭和三五年規則三六号・四七年六九号・平成一九年二四号〕

第十条 規則第三条に規定する損失補償請求書は、別記第六号様式による。

損失補償請求書の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行なつたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録するものとする。

全部改正〔昭和三五年規則三六号〕、一部改正〔昭和四七年規則六九号〕

第十一条 規則第四条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各

市町村長は、救助に着手したときは、その状況を直ちに知事に報告するものとする。

追加〔昭和四七年規則六九号〕、一部改正〔平成一二年規則三九号・令和四年七号〕

第六条 令第三条の規定による救助の程度、方法及び期間は別表第一による。
一部改正〔昭和二九年規則二五号・四七年六九号・平成一二年三九号・二六年二八号〕

第七条 規則第一条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 公用令書 別記第一号様式
- 二 公用変更令書 別記第二号様式
- 三 公用取消令書 別記第三号様式

前項の公用令書を交付したときは、別記第四号様式による強制物件台帳にこれを登録するものとする。

第一項の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつてはあわせて変更事項を記録するものとする。

一部改正〔昭和三五年規則三六号・四七年六九号〕

第八条 前条第一項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付してある受領書に受領年月日を記入し、署名して、直ちにこれを返さなければならない。

一部改正〔昭和四七年規則六九号・令和四年七号〕

第九条 当該職員が規則第二条の規定により物資の引渡しを受け、別記第五号様式による調書を作製する場合においては、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においてはこの限りでない。

一部改正〔昭和三五年規則三六号・四七年六九号・平成一九年二四号〕

第十条 規則第三条に規定する損失補償請求書は、別記第六号様式による。

損失補償請求書の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行なつたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録するものとする。

全部改正〔昭和三五年規則三六号〕、一部改正〔昭和四七年規則六九号〕

第十一条 規則第四条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各

号に掲げるとおりとする。

- 一 公用令書 別記第七号様式
- 二 公用取消令書 別記第八号様式

前項の公用令書を交付したときは、別記第九号様式による救助従事者台帳にこれを登録するものとする。

第一項の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録するものとする。

一部改正〔昭和三五年規則三六号・四七年六九号〕

第十二条 第八条の規定は、前条第一項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について準用する。

全部改正〔昭和三五年規則三六号〕、一部改正〔昭和四七年規則六九号〕

第十三条 規則第四条第二項の規定による届書には、左の書類を添付しなければならない。

- 一 負傷、疾病により従事することができない場合においては医師の診断書
- 二 天災その他さけられない事故により従事することができない場合においては、市町村長又は警察官若しくはその他適当な官公吏の証明書

一部改正〔昭和三五年規則三六号〕

第十四条 法第七条第五項の規定による実費弁償は別表第二による。

規則第五条に規定する実費弁償請求書は、別記第十号様式による。

一部改正〔昭和二九年規則二五号・三五年三六号・四七年六九号・平成一二年三九号・二六年二八号〕

第十五条 法第八条の規定により、救助に関する業務に協力させる者に対しては、別記第十一号様式による公用令書を交付するものとする。ただし、その暇がないときはこの限りでない。

前項の公用令書を交付したときは、別記第十二号様式による救助協力者台帳にこれを登録するものとする。

全部改正〔昭和四七年規則六九号〕、一部改正〔平成二六年規則二八号・令和四年七号〕

第十六条 法第十条第三項において準用する法第六条第四項の規定により、当該職員が立入検査について携帯しなければならない証票は、別記第十三号様式による。

全部改正〔昭和四七年規則六九号〕、一部改正〔平成一九年規則二四号・二六年二八号〕

号に掲げるとおりとする。

- 一 公用令書 別記第七号様式
- 二 公用取消令書 別記第八号様式

前項の公用令書を交付したときは、別記第九号様式による救助従事者台帳にこれを登録するものとする。

第一項の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録するものとする。

一部改正〔昭和三五年規則三六号・四七年六九号〕

第十二条 第八条の規定は、前条第一項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について準用する。

全部改正〔昭和三五年規則三六号〕、一部改正〔昭和四七年規則六九号〕

第十三条 規則第四条第二項の規定による届書には、左の書類を添付しなければならない。

- 一 負傷、疾病により従事することができない場合においては医師の診断書
- 二 天災その他さけられない事故により従事することができない場合においては、市町村長又は警察官若しくはその他適当な官公吏の証明書

一部改正〔昭和三五年規則三六号〕

第十四条 法第七条第五項の規定による実費弁償は別表第二による。

規則第五条に規定する実費弁償請求書は、別記第十号様式による。

一部改正〔昭和二九年規則二五号・三五年三六号・四七年六九号・平成一二年三九号・二六年二八号〕

第十五条 法第八条の規定により、救助に関する業務に協力させる者に対しては、別記第十一号様式による公用令書を交付するものとする。ただし、その暇がないときはこの限りでない。

前項の公用令書を交付したときは、別記第十二号様式による救助協力者台帳にこれを登録するものとする。

全部改正〔昭和四七年規則六九号〕、一部改正〔平成二六年規則二八号・令和四年七号〕

第十六条 法第十条第三項において準用する法第六条第四項の規定により、当該職員が立入検査について携帯しなければならない証票は、別記第十三号様式による。

全部改正〔昭和四七年規則六九号〕、一部改正〔平成一九年規則二四号・二六年二八号〕

第十七条 規則第六条に規定する扶助金支給申請書は、別記第十四号様式による。

前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金又は打切扶助金に係る申請書には、次の区分により、所要の書類を添付しなければならない。

一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

第十五条第一項ただし書の規定により公用令書の交付を受けていない者が、法第十二条の規定により扶助金の支給を申請しようとするときは、規則第六条及び前項各号に定めるもののほか、協力命令に基づき協力した旨の居住地の市町村の長又は所轄警察署の長の証明書を添付しなければならない。

全部改正〔昭和四七年規則六九号〕、一部改正〔平成二六年規則二八号〕

第十八条 市町村長は、法第十三条第一項の規定により、救助を実施したときは、直ちにその内容を知事に報告するものとする。

前項の規定により、当該事務を市町村長が行う場合における令第十七条第一項の規定による通知は、別記第十五号様式により行うものとする。

全部改正〔昭和四七年規則六九号〕、一部改正〔昭和五一年規則六二号・平成一二年三九号・一三年九九号・二六年二八号〕

第十九条 法第十八条第一項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、別表第三に定めるところによる。

追加〔平成三〇年規則三四号〕

第二十条 市町村は、その長が救助を実施した場合においては、その実施に要する費用について一時繰替支弁をするものとする。

市町村が一時繰替支弁をした費用の求償の手続は、別に定める。

全部改正〔昭和四七年規則六九号〕、一部改正〔平成三〇年規則三四号〕

附則

この規則は、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

明治三十二年八月七日県令第五十四号罹災救助基金法施行規則、明治三十二年八月十四日罹災救助基金法施行細則、大正二年十二月二十六日県令第一百七号、市町村罹災救助資金補助方法、大正三年十一月六日県令第七十八号市町村

第十七条 規則第六条に規定する扶助金支給申請書は、別記第十四号様式による。

前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金又は打切扶助金に係る申請書には、次の区分により、所要の書類を添付しなければならない。

一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

第十五条第一項ただし書の規定により公用令書の交付を受けていない者が、法第十二条の規定により扶助金の支給を申請しようとするときは、規則第六条及び前項各号に定めるもののほか、協力命令に基づき協力した旨の居住地の市町村の長又は所轄警察署の長の証明書を添付しなければならない。

全部改正〔昭和四七年規則六九号〕、一部改正〔平成二六年規則二八号〕

第十八条 市町村長は、法第十三条第一項の規定により、救助を実施したときは、直ちにその内容を知事に報告するものとする。

前項の規定により、当該事務を市町村長が行う場合における令第十七条第一項の規定による通知は、別記第十五号様式により行うものとする。

全部改正〔昭和四七年規則六九号〕、一部改正〔昭和五一年規則六二号・平成一二年三九号・一三年九九号・二六年二八号〕

第十九条 法第十八条第一項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、別表第三に定めるところによる。

追加〔平成三〇年規則三四号〕

第二十条 市町村は、その長が救助を実施した場合においては、その実施に要する費用について一時繰替支弁をするものとする。

市町村が一時繰替支弁をした費用の求償の手続は、別に定める。

全部改正〔昭和四七年規則六九号〕、一部改正〔平成三〇年規則三四号〕

附則

この規則は、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

明治三十二年八月七日県令第五十四号罹災救助基金法施行規則、明治三十二年八月十四日罹災救助基金法施行細則、大正二年十二月二十六日県令第一百七号、市町村罹災救助資金補助方法、大正三年十一月六日県令第七十八号市町村

罹災救助資金補助方法施行細則は、これを廃止する。

附 則 (昭和二十四年十月二十八日規則第八十九号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十四年九月一日から適用する。

附 則 (昭和二十五年六月十六日規則第四十四号)

この規則は公布の日から施行し、昭和二十五年四月十五日から適用する。

附 則 (昭和二十六年四月十日規則第二十一号)

この規則は公布の日から施行し昭和二十六年一月一日から適用する。

附 則 (昭和二十六年六月十五日規則第四十四号)

この規則は公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十六年八月二十一日規則第六十五号)

この規則は公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十九年五月十八日規則第二十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十九年十月十九日規則第五十五号)

この規則は、公布の日から施行し、八月一日から適用する。

附 則 (昭和三十三年八月十五日規則第四十一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年六月一日から適用する。

附 則 (昭和三十五年七月二十二日規則第三十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十六年九月二十六日規則第四十一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年六月一日から適用する。

附 則 (昭和四十一年八月三十日規則第四十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十二年七月七日規則第三十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十三年三月三十日規則第十四号の二)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年年度の予算に係る給与、貸与又は修理から適用する。

附 則 (昭和四十三年九月十三日規則第五十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十四年十月三日規則第七十八号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四十五年十一月六日規則第八十四号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

罹災救助資金補助方法施行細則は、これを廃止する。

附 則 (昭和二十四年十月二十八日規則第八十九号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十四年九月一日から適用する。

附 則 (昭和二十五年六月十六日規則第四十四号)

この規則は公布の日から施行し、昭和二十五年四月十五日から適用する。

附 則 (昭和二十六年四月十日規則第二十一号)

この規則は公布の日から施行し昭和二十六年一月一日から適用する。

附 則 (昭和二十六年六月十五日規則第四十四号)

この規則は公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十六年八月二十一日規則第六十五号)

この規則は公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十九年五月十八日規則第二十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十九年十月十九日規則第五十五号)

この規則は、公布の日から施行し、八月一日から適用する。

附 則 (昭和三十三年八月十五日規則第四十一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年六月一日から適用する。

附 則 (昭和三十五年七月二十二日規則第三十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十六年九月二十六日規則第四十一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年六月一日から適用する。

附 則 (昭和四十一年八月三十日規則第四十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十二年七月七日規則第三十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十三年三月三十日規則第十四号の二)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年年度の予算に係る給与、貸与又は修理から適用する。

附 則 (昭和四十三年九月十三日規則第五十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十四年十月三日規則第七十八号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四十五年十一月六日規則第八十四号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

平成三年四月一日から適用する。	平成三年四月一日から適用する。
附 則 (平成四年八月二十一日規則第九十四号)	附 則 (平成四年八月二十一日規則第九十四号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成四年四月一日から適用する。	この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成四年四月一日から適用する。
附 則 (平成五年十月十二日規則第七十五号)	附 則 (平成五年十月十二日規則第七十五号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成五年四月一日から適用する。	この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成五年四月一日から適用する。
附 則 (平成六年十月二十一日規則第七十四号)	附 則 (平成六年十月二十一日規則第七十四号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成六年四月一日から適用する。	この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成六年四月一日から適用する。
附 則 (平成七年十月十三日規則第八十号)	附 則 (平成七年十月十三日規則第八十号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成七年四月一日から適用する。	この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成七年四月一日から適用する。
附 則 (平成九年十月十四日規則第八十二号)	附 則 (平成九年十月十四日規則第八十二号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成九年四月一日から適用する。	この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成九年四月一日から適用する。
附 則 (平成十一年八月二十七日規則第七十二号)	附 則 (平成十一年八月二十七日規則第七十二号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十一年四月一日から適用する。	この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十一年四月一日から適用する。
附 則 (平成十二年三月二十八日規則第三十九号)	附 則 (平成十二年三月二十八日規則第三十九号)
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。	この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則 (平成十三年九月十一日規則第九十九号)	附 則 (平成十三年九月十一日規則第九十九号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十三年四月一日から適用する。	この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十三年四月一日から適用する。
附 則 (平成十四年六月二十一日規則第六十五号)	附 則 (平成十四年六月二十一日規則第六十五号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。	この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。
附 則 (平成十五年八月一日規則第一百四十四号)	附 則 (平成十五年八月一日規則第一百四十四号)
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成十六年七月十三日規則第四百四十五号)	附 則 (平成十六年七月十三日規則第四百四十五号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一(九)の(3)及び(十三)の(4)のイの規定は、平成十六年四月一日から適用する。	この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一(九)の(3)及び(十三)の(4)のイの規定は、平成十六年四月一日から適用する。
附 則 (平成十七年七月二十九日規則第五百一十一号)	附 則 (平成十七年七月二十九日規則第五百一十一号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一(二)の2の(5)並びに(八)の(1)及び(3)の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

附 則 (平成十八年七月二十八日規則第五百号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一(九)の(3)の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

附 則 (平成十九年三月三十日規則第二十四号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一(二)の改正規定及び別表第二の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の同表の規定は、平成十八年八月十一日から適用する。

附 則 (平成二十年三月四日規則第三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一(三)の(3)及び別表第二(二)の1のトの規定は、平成十九年四月一日から適用する。

附 則 (平成二十年五月三十日規則第五十五号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一及び別表第二(二)の1のチの規定は、平成二十年四月一日から適用する。

附 則 (平成二十一年九月十一日規則第八十四号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一並びに別表第二(二)の1のイ、ロ、ホ及びトの規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

附 則 (平成二十二年六月十八日規則第三十八号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一(九)の(3)及び別表第二(二)の1のイの規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

附 則 (平成二十四年九月七日規則第七十四号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一(二)の2の(5)並びに別表第二(二)の1のイ、へ、ト及びチの規定は、平成二十四年四月六日から適用する。

附 則 (平成二十六年三月三十一日規則第二十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年十月十七日規則第五十九号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一並びに別表第二(二)の1のへ、ト及びチの規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一(二)の2の(5)並びに(八)の(1)及び(3)の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

附 則 (平成十八年七月二十八日規則第五百号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一(九)の(3)の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

附 則 (平成十九年三月三十日規則第二十四号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一(二)の改正規定及び別表第二の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の同表の規定は、平成十八年八月十一日から適用する。

附 則 (平成二十年三月四日規則第三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一(三)の(3)及び別表第二(二)の1のトの規定は、平成十九年四月一日から適用する。

附 則 (平成二十年五月三十日規則第五十五号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一及び別表第二(二)の1のチの規定は、平成二十年四月一日から適用する。

附 則 (平成二十一年九月十一日規則第八十四号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一並びに別表第二(二)の1のイ、ロ、ホ及びトの規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

附 則 (平成二十二年六月十八日規則第三十八号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一(九)の(3)及び別表第二(二)の1のイの規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

附 則 (平成二十四年九月七日規則第七十四号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一(二)の2の(5)並びに別表第二(二)の1のイ、へ、ト及びチの規定は、平成二十四年四月六日から適用する。

附 則 (平成二十六年三月三十一日規則第二十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年十月十七日規則第五十九号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一並びに別表第二(二)の1のへ、ト及びチの規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

附 則（平成二十八年三月一日規則第三号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一並びに別表第二（一）の1のイ、へ、ト及びチの規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附 則（平成二十八年九月二日規則第六十六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一並びに別表第二（一）の1のト及びチの規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則（平成三十年三月三十日規則第三十四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則第十九条並びに別表第一（3の三、6の二及び9の三を除く。）、別表第二（一）の1のロからホまでを除く。及び別表第三の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

附 則（平成三十年七月十三日規則第四十三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一及び別表第二（一）の1のイ、ニ及びホを除く。の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

附 則（令和二年一月三十一日規則第一号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二（一）の3の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

（適用）

2 改正後の災害救助法施行細則別表第一6の規定は令和元年八月二十八日から、改正後の災害救助法施行細則別表第一（6を除く。）及び別表第二（一）の1のイ、ロ、ニ及びホを除く。の規定は令和元年十月一日から適用する。

附 則（令和四年二月二十八日規則第七号）

（施行期日）

1 この規則は、令和四年三月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第四条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）並びに第五条第一項、別表第一及び別記第七号様式公用令書の裏面の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（適用）

2 改正後の災害救助法施行細則別表第一の1及びこの規定は令和三年五月二十日から、同表の6の規定は同年六月十八日から適用する。

附 則（平成二十八年三月一日規則第三号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一並びに別表第二（一）の1のイ、へ、ト及びチの規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附 則（平成二十八年九月二日規則第六十六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一並びに別表第二（一）の1のト及びチの規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則（平成三十年三月三十日規則第三十四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則第十九条並びに別表第一（3の三、6の二及び9の三を除く。）、別表第二（一）の1のロからホまでを除く。及び別表第三の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

附 則（平成三十年七月十三日規則第四十三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一及び別表第二（一）の1のイ、ニ及びホを除く。の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

附 則（令和二年一月三十一日規則第一号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二（一）の3の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

（適用）

2 改正後の災害救助法施行細則別表第一6の規定は令和元年八月二十八日から、改正後の災害救助法施行細則別表第一（6を除く。）及び別表第二（一）の1のイ、ロ、ニ及びホを除く。の規定は令和元年十月一日から適用する。

附 則（令和四年二月二十八日規則第七号）

（施行期日）

1 この規則は、令和四年三月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第四条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）並びに第五条第一項、別表第一及び別記第七号様式公用令書の裏面の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（適用）

2 改正後の災害救助法施行細則別表第一の1及びこの規定は令和三年五月二十日から、同表の6の規定は同年六月十八日から適用する。

別表第一（第六条）

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

一 避難所

イ 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

ロ 避難所は、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。

ハ 避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百三十円以内とする。

ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

別表第一（第六条）

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

一 避難所

イ 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

ロ 避難所は、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。

ハ 避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百三十円以内とする。

ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

イ 建設型応急住宅

(イ) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

(ロ) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、**六百二十八万五千円**以内とする。

(ハ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、五十戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

(ニ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

(ホ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(ヘ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。

(ト) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

ロ 賃貸型応急住宅

(イ) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ（ロ）に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(ロ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。

(ハ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ（ヘ）と同様の期間とする。

イ 建設型応急住宅

(イ) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

(ロ) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、**五百七十一万四千円**以内とする。

(ハ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、五十戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

(ニ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

(ホ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(ヘ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。

(ト) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

ロ 賃貸型応急住宅

(イ) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ（ロ）に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(ロ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。

(ハ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ（ヘ）と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

ロ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千八百八十円以内とする。

ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

二 飲料水の供給

イ 飲料水の供給は、災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

一 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

二 生活必需品の給与等は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- イ 被服、寝具及び身の回り品
- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のために支出できる費用は、季別及び世帯区分に

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

ロ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千六百十円以内とする。

ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

二 飲料水の供給

イ 飲料水の供給は、災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

一 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

二 生活必需品の給与等は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- イ 被服、寝具及び身の回り品
- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のために支出できる費用は、季別及び世帯区分に

より一世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもつて決定する。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上を 増すごとに 加算する額
冬季	三万千円	四万百円	五万五千円	六万五千円	八万二千円	一万千三百円
夏季	一万八千七百円	二万四千円	三万五千円	四万二千円	五万三千円	七千八百円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上を 増すごとに 加算する額
冬季	九千九百円	一万二千円	一万八千三百円	二万八千八百円	二万七千四百円	三千六百円
夏季	六千百円	八千二百円	一万二千三百円	一万五千円	一万八千九百円	二千六百円

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

一 医療

イ 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。

ロ 医療は、救護班において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、

より一世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもつて決定する。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上を 増すごとに 加算する額
冬季	三万二千二百円	四万四百円	五万六千二百円	六万五千七百円	八万二千七百円	一万千四百円
夏季	一万八千八百円	二万四千二百円	三万五千八百円	四万二千八百円	五万四千二百円	七千九百円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上を 増すごとに 加算する額
冬季	一万円	一万三千円	一万八千四百円	二万九千九百円	二万七千六百円	三千六百円
夏季	六千百円	八千三百円	一万二千四百円	一万五千九百円	一万九千円	二千六百円

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

一 医療

イ 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。

ロ 医療は、救護班において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、

きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ハ 医療は、次の範囲内において行う。

(イ) 診療

(ロ) 薬剤又は治療材料の支給

(ハ) 処置、手術その他の治療及び施術

(ニ) 病院又は診療所への収容

(ホ) 看護

ニ 医療のために支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

二 助産

イ 助産は、災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失つたものに対して行うものとする。

ロ 助産は、次の範囲内において行う。

(イ) 分べんの介助

(ロ) 分べん前及び分べん後の処置

(ハ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のために支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とする。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とする。

5 被災者の救出

- 一 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を探し、又は救出するものとする。
- 二 被災者の救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とする。

きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ハ 医療は、次の範囲内において行う。

(イ) 診療

(ロ) 薬剤又は治療材料の支給

(ハ) 処置、手術その他の治療及び施術

(ニ) 病院又は診療所への収容

(ホ) 看護

ニ 医療のために支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

二 助産

イ 助産は、災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失つたものに対して行うものとする。

ロ 助産は、次の範囲内において行う。

(イ) 分べんの介助

(ロ) 分べん前及び分べん後の処置

(ハ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のために支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とする。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とする。

5 被災者の救出

- 一 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を探し、又は救出するものとする。
- 二 被災者の救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

一 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

二 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯 **六十五万五千円**
ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 **三十一万八千円**

三 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了するものとする。

7 生業に必要な資金の貸与

一 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

二 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行うものとする。

三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とする。

イ 生業費 一件当たり 三万円

ロ 就職支度費 一件当たり 一万五千円

四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものとする。

イ 貸与期間 二年以内

ロ 利子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならぬ。

8 学用品の給与

一 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学

6 被災した住宅の応急修理

一 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

二 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯 **五十九万五千円**
ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 **三十万円**

三 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了するものとする。

7 生業に必要な資金の貸与

一 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

二 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行うものとする。

三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とする。

イ 生業費 一件当たり 三万円

ロ 就職支度費 一件当たり 一万五千円

四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものとする。

イ 貸与期間 二年以内

ロ 利子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならぬ。

8 学用品の給与

一 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学

部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

二 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のために支出できる費用は、次の額以内とする。

イ 教科書代
（イ） 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
（ロ） 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

（イ） 小学校児童 一人当たり **四千七百円**
（ロ） 中学校生徒 一人当たり **五千円**
（ハ） 高等学校等生徒 一人当たり **五千五百円**

四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

一 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

二 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもつて、次の範囲内において行う。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のために支出できる費用は、一体当たり大人**二十一万三千八百円**

部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

二 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のために支出できる費用は、次の額以内とする。

イ 教科書代
（イ） 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
（ロ） 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

一 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

二 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもつて、次の範囲内において行う。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のために支出できる費用は、一体当たり大人**二十一万五千二百円**

以内、小人十七万九百円以内とする。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

二〇 死体の搜索及び処理

一 死体の搜索

イ 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

ロ 死体の搜索のために支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

二 死体の処理

イ 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

ロ 死体の処理は、次の範囲内において行う。

（イ） 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（ロ） 死体の一時保存

（ハ） 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行う。

ニ 死体の処理のために支出できる費用は、次に掲げるところによる。

（イ） 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり三千五百円以内とする。

（ロ） 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千四百円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

（ハ） 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に

以内、小人十七万二千元以内とする。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

二〇 死体の搜索及び処理

一 死体の搜索

イ 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

ロ 死体の搜索のために支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

二 死体の処理

イ 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

ロ 死体の処理は、次の範囲内において行う。

（イ） 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（ロ） 死体の一時保存

（ハ） 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行う。

ニ 死体の処理のために支出できる費用は、次に掲げるところによる。

（イ） 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり三千五百円以内とする。

（ロ） 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千四百円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

（ハ） 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に

著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

一 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

二 障害物の除去のために支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万八千三百円以内とする。

三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬ。

12 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては、避難者）の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 死体の搜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

二 救助のために支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

全部改正〔平成二六年規則二八号〕、一部改正〔平成二六年規則五九号・二八年三号・六六号・三〇年三四号・四三三号・令和二年一号・四年七号〕

別表第二（第十四条第一項）

(一) 令第四条第一号から第四号までに規定する者

1 日当

イ 医師及び歯科医師 一人一日 二万四千七百元以内

ロ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士

著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

一 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

二 障害物の除去のために支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万七千九百元以内とする。

三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬ。

12 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては、避難者）の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 死体の搜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

二 救助のために支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

全部改正〔平成二六年規則二八号〕、一部改正〔平成二六年規則五九号・二八年三号・六六号・三〇年三四号・四三三号・令和二年一号・四年七号〕

別表第二（第十四条第一項）

(一) 令第四条第一号から第四号までに規定する者

1 日当

イ 医師及び歯科医師 一人一日 二万四千二百元以内

ロ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士

生士 一人一日 一万四千三百円以内
ハ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 一人一日 一万四千円以内

ニ 救急救命士 一人一日 一万三千三百円以内

ホ 土木技術者及び建築技術者 一人一日 一万三千九百円以内

ヘ 大工 一人一日 二万四千八百円以内

ト 左官 一人一日 二万六千九百円以内

チ とび職 一人一日 二万七千三百円以内

2 時間外勤務手当

1 に定める日当額を基礎とし、職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）に定める時間外勤務手当に相当する額以内とする。

3 旅費

職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十九年千葉県条例第七号）に定める旅費に相当する額以内とする。

(二) 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。

全部改正〔昭和三十三年規則四一号〕、一部改正〔昭和三十七年規則二五号・四一年四九号・四二年二八号・四三年五六号・四四年七八号・四五年八四号・四六年七一號・四七年六九号・四八年六一号・四九年五二號・五〇年六三號・五一年六二號・五二年五五號・五三年六六号・五四年四四号・五五年六六号・五六年五七号・五七年五七号・五九年五一号・六〇年五五号・六一年六五号・六三年四号・平成元年一〇号・九一号・二年六二號・三年七四号・四年九四号・五年七五号・六年七四号・七年八〇号・九年八二號・一一年七二號・一二年三九号・一三年九九号・一五年一一四号・一六年一四五号・一七年二四号・二〇年三号・五五号・二一年八四号・二二年三八号・二四年七四号・二六年二八号・五九号・二八年三号・六六号・三〇年三四号・四三号・令和二年一号〕

別表第三（第十九条）

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

生士 一人一日 一万四千円以内
ハ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 一人一日 一万四千八百円以内

ニ 救急救命士 一人一日 一万三千七百円以内

ホ 土木技術者及び建築技術者 一人一日 一万四千二百円以内

ヘ 大工 一人一日 二万四千五百円以内

ト 左官 一人一日 二万六千円以内

チ とび職 一人一日 二万六千四百円以内

2 時間外勤務手当

1 に定める日当額を基礎とし、職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）に定める時間外勤務手当に相当する額以内とする。

3 旅費

職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十九年千葉県条例第七号）に定める旅費に相当する額以内とする。

(二) 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。

全部改正〔昭和三十三年規則四一号〕、一部改正〔昭和三十七年規則二五号・四一年四九号・四二年二八号・四三年五六号・四四年七八号・四五年八四号・四六年七一號・四七年六九号・四八年六一号・四九年五二號・五〇年六三號・五一年六二號・五二年五五號・五三年六六号・五四年四四号・五五年六六号・五六年五七号・五七年五七号・五九年五一号・六〇年五五号・六一年六五号・六三年四号・平成元年一〇号・九一号・二年六二號・三年七四号・四年九四号・五年七五号・六年七四号・七年八〇号・九年八二號・一一年七二號・一二年三九号・一三年九九号・一五年一一四号・一六年一四五号・一七年二四号・二〇年三号・五五号・二一年八四号・二二年三八号・二四年七四号・二六年二八号・五九号・二八年三号・六六号・三〇年三四号・四三号・令和二年一号〕

別表第三（第十九条）

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

<p>別記 第一号様式 (第七条第一項及び第八条)</p>	<p>イ 時間外勤務手当 ロ 賃金職員等雇上費 ハ 旅費 ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。） ホ 使用料及び賃借料 ヘ 通信運搬費 ト 委託費</p> <p>二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る同号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。</p> <p>イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十 ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 ト 五億円を超える部分の金額については百分の四</p> <p>三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、別表第一に規定する救助の実施のために支出した費用及び別表第二に規定する実費弁償のために支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。</p> <p>追加〔平成三〇年規則三四号〕</p>
---------------------------------------	---

<p>別記 第一号様式 (第七条第一項及び第八条)</p>	<p>イ 時間外勤務手当 ロ 賃金職員等雇上費 ハ 旅費 ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。） ホ 使用料及び賃借料 ヘ 通信運搬費 ト 委託費</p> <p>二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る同号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。</p> <p>イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十 ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 ト 五億円を超える部分の金額については百分の四</p> <p>三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、別表第一に規定する救助の実施のために支出した費用及び別表第二に規定する実費弁償のために支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。</p> <p>追加〔平成三〇年規則三四号〕</p>
---------------------------------------	---

<p>全部改正〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成26年28号・令和4年7号〕</p> <p>第二号様式 (第七条第一項及び第八条)</p> <p>全部改正〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成26年28号・令和4年7号〕</p> <p>第三号様式 (第七条第一項及び第八条)</p> <p>全部改正〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成26年28号・令和4年7号〕</p> <p>第四号様式 全部改正〔昭和35年規則36号〕</p> <p>第五号様式 (第九条)</p> <p>全部改正〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔平成19年規則24号・26年28号・令和4年7号〕</p> <p>第六号様式 (第十条第一項)</p> <p>全部改正〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・令和4年7号〕</p> <p>第七号様式 (第十一条第一項及び第十二条)</p> <p>全部改正〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和47年規則69号・53年18号・平成13年99号・19年24号・26年28号・令和4年7号〕</p> <p>第八号様式 (第十一条第一項及び第十二条)</p> <p>全部改正〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和47年規則69号・53年18号・平成26年28号・令和4年7号〕</p> <p>第九号様式 全部改正〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和47年規則69号・平成26年28号〕</p> <p>第十号様式 (第十四条第二項)</p> <p>追加〔昭和47年規則69号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・令和4</p>	<p>全部改正〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成26年28号・令和4年7号〕</p> <p>第二号様式 (第七条第一項及び第八条)</p> <p>全部改正〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成26年28号・令和4年7号〕</p> <p>第三号様式 (第七条第一項及び第八条)</p> <p>全部改正〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成26年28号・令和4年7号〕</p> <p>第四号様式 全部改正〔昭和35年規則36号〕</p> <p>第五号様式 (第九条)</p> <p>全部改正〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔平成19年規則24号・26年28号・令和4年7号〕</p> <p>第六号様式 (第十条第一項)</p> <p>全部改正〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・令和4年7号〕</p> <p>第七号様式 (第十一条第一項及び第十二条)</p> <p>全部改正〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和47年規則69号・53年18号・平成13年99号・19年24号・26年28号・令和4年7号〕</p> <p>第八号様式 (第十一条第一項及び第十二条)</p> <p>全部改正〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和47年規則69号・53年18号・平成26年28号・令和4年7号〕</p> <p>第九号様式 全部改正〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和47年規則69号・平成26年28号〕</p> <p>第十号様式 (第十四条第二項)</p> <p>追加〔昭和47年規則69号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・令和4</p>
---	---

<p>第11号様式 年7号)</p> <p>追加〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成26年28号〕</p> <p>第12号様式 追加〔昭和35年規則36号〕</p> <p>第13号様式 全部改正〔昭和47年規則69号〕、一部改正〔平成19年規則24号・26年28号・令和2年1号〕</p> <p>第十四号様式 (第十七条第一項)</p> <p>追加〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成26年28号・令和4年7号〕</p> <p>第15号様式 追加〔平成13年規則99号〕、一部改正〔平成26年規則28号〕</p>	<p>第11号様式 年7号)</p> <p>追加〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成26年28号〕</p> <p>第12号様式 追加〔昭和35年規則36号〕</p> <p>第13号様式 全部改正〔昭和47年規則69号〕、一部改正〔平成19年規則24号・26年28号・令和2年1号〕</p> <p>第十四号様式 (第十七条第一項)</p> <p>追加〔昭和35年規則36号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成26年28号・令和4年7号〕</p> <p>第15号様式 追加〔平成13年規則99号〕、一部改正〔平成26年規則28号〕</p>
--	--